

契約番号

物 品 供 給 請 書

令和 年 月 日

宛

供給者

住 所

商号又は名称

代表者名

印

下記物品について、長野市契約規則及び受注条項を遵守するとともに、仕様書のとおり納入します。

記

1 件名

2 物品明細

品 名	規 格	単価(円)	数量(単位)	金額 (円)
物品価額 合計 (1)				
消費税額 (2)				
合計(1)+(2)				

3 納入期限 令和 年 月 日

4 納入場所

5 契約保証金 長野市契約規則第40条第6号の規定により免除

6 契約金額の支払時期 適法な支払い請求を受けた日から30日以内

7 その他

(注) 1 件20万円を超える50万円以下の物品供給契約の場合に用いること。

(受注条項)

第1条 天災その他やむを得ない理由により期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。ただし、この申出は、納入期間内にしなければならない。

第2条 物品を納入したときは、直ちにその旨を職員に届出し、職員は受領した日から7日以内に検収を行うものとする。

第3条 前条の検収に合格しないときは、指定された日までに物品を引き換え、又は改造し、再検収を受けるものとする。

第4条 供給者は、検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

第5条 検査に要する費用及び検査のための変質、変形又は消耗毀損したものはすべて供給者の負担とする。

第6条 第2条及び第3条の規定による検収に合格したときは、同時にその引渡しを受けたものとみなす。

第7条 納入期間内に履行しないとき、又はこの契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡承継したときは、契約解除又は損害賠償の責任を負うものとする。

第8条 契約代金は、すべて完納の上、検収後において支払うものとする。

第9条 納入した物品が契約の内容に適合しないものであった場合、種類又は品質に関しては、引き渡しを受けた時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入の時にとの不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りではない。

第10条 この契約について紛争を生じた場合は、両者協議の上、解決に当たるものとする。